

## 新たな世紀に向けての国立国会図書館（基調報告）

国立国会図書館  
総務部長  
宇治郷 毅

### はじめに

日中業務交流も今年ではや第 20 回を迎えました。今年はまだ 20 世紀最後の年にあたり、新世紀を目前にして、大きな節目の年であり、過去を顧みつつ未来を展望するちょうど良い時期であると思います。

今年はまだ、当館にとりましては国際子ども図書館の発足という記念すべき年となりました。また明日 15 日は、われわれが長年鋭意取り組んできた国立国会図書館関西館の上棟式を迎えます。再来年 2002 年は、国際子ども図書館の全面開館、関西館の完成をまって、我々が長年待望してきた三館体制が確立するわけであります。

この三館体制の確立の真の目的は、21 世紀にあって大いに発展が予想される高度情報通信ネットワーク社会の中で、わが館が国立国会図書館法の中に明記されている崇高な使命と目的を達成し、国会をはじめ司法・行政および国民からのさまざまな要望に迅速、適切に応え得る組織となり、国を代表する図書館としてゆるぎない地位を確保するところにあります。

そのため当館では現在、全館的な規模で業務改善、組織機構改編、各種プロジェクトの遂行にとりこんでいますが、本報告ではその中の枢要な以下の 5 点について報告したいと思います。（関西館については、本業務交流で何度か報告していますので、今回は割愛いたします。）

### 1 国会サービスの拡充・強化

当館は国会のための図書館として、納本制度などによって収集された国内外の図書館資料を最大限活用して国会議員の調査研究活動に奉仕することを第一義の任務としています。そのため特に立法補佐機構として設置されたのが調査及び立法考査局であり、その職務として館法上に明記されている法案等の分析・評価、資料・情報の提供、議案の起草などのサービスは、議会制民主主義の発展と複雑高度化する立法調査活動の趨勢からみて、将来ますます当館への期待が増大するものと思われま

このような期待に応えるべく、現在当館では資料・情報の収集及び提供体制の整備、サービス方法の改善、人材の育成確保、組織機構の再編など国会サービス全般の拡充・強化に取り組んでいます。特にこの数年は、受身のサービスではなく、その時々的重要な国政課題についての予測調査を充実させ、その結果を積極的に国会向けに情報発信することに力を入れています。冊子体による情報提供だけでなく、国会向けホームページ「調査の窓」を通じて国会議員が議員会館から直接検索、プリントアウトすることもできるよう努めています。その内容としては国会会議録フルテキスト（全文）データベース、立法情報ライブラリーなどであり、電子的媒体による情報提供の充実・強化を進めています。いわば「電子調査局」の構築です。

また 2001 年は中央省庁再編の関連で国会改革も必至であり、その補佐機構としての調査及び立法考査局の組織改革とサービス拡充を来年度実施に向けて現在準備しています。

## 2 納本制度の改正

当館の納本制度は、国内で発行される刊行物について発行者が当館に納入することを義務づけた制度で、1948 年に創設されました。国立国会図書館法の 24 条から 25 条の 2 までに、その納入者、納入対象が詳しく規定されていますが、この納本制度の大きな改正が本年行なわれました。その改正内容は、納入対象にパッケージ系電子出版物を追加したことですが、またそれに関連する代償金、「最良版」等の規定の整備も行いました。

この改正の背景には、これまで納本の対象は紙媒体が中心で、非図書資料は、レコード、マイクロフィルム、録音テープ等であったが、近年様々な形態の電子出版物が増大し、それを納入の対象とするかどうかという、今後の図書館の命運にも係わる深刻な問題がありました。この問題への対応は各国共通の緊要の課題ですが、当館ではこの問題に対処するため、1997 年 1 月館長の諮問機関として納本制度調査会（のちに納本制度審議会に改組）を設置し、2 年間に及ぶ調査審議の結果、CD-ROM、DVD、ビデオカセットテープなど有形の電子情報媒体をパッケージ系電子出版物と定義し、これを納本の対象に加えるべきという答申を得ました。この答申を踏まえ、本年 4 月 7 日に国立国会図書館法の一部を改正する法律が制定公布され、10 月 1 日から施行されています。したがって、すでに電子出版物の納入が始まっているわけですが、実際の利用提供は来年 1 月からで、現在その準備を進めています。なお、今回電子出版物の受け入れ、整理、利用という新しい業務を円滑に実施するため係の新設など組織改編を行いました。また今回の納本制度の改正を実効あらしめるため、関係団体とその納入ルートや利用のあり方について協議を続けているところです。

今回の法改正ではパッケージ系電子出版物のみを納本対象とし、いわゆるネットワーク系電子出版物は納本対象外としました。その理由は、ネットワーク系電子出版物を納本対象にするにはなお解決すべき技術的、制度的課題が多いからです。しかしインターネットの普及と利用者の利便性を考えるとき、ネットワーク系電子出版物の重要性は明らかです。

先ほど述べた納本制度調査会も、ネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れるかどうかは今後の課題とし、当面は選択的に収集することを勧告しました。当館としては、まず中央省庁及び学術研究機関の提供するネットワーク情報の一部を図書館資料として収集する方向で検討に着手しています。

いずれにしろ、今回の法改正は、電子情報化時代への対応として、ひいては 21 世紀における国立国会図書館の方向付けをするという意味でも、重要な出発点となると考えています。

### 3 電子図書館の構築

電子図書館は、コンピュータ及び通信技術の進歩と、その急激な普及を背景とする新しい情報環境の中で、図書館サービスを拡大・発展する試みです。当館においても、電子図書館を今後のサービスの一つとして積極的に位置づけて、電子図書館推進室を中心に、「電子図書館サービス実施基本計画」(2000 年 2 月)を策定、この事業の具体化と実施に力を入れています。

今年 3 月には、当館のインターネット上のサービス窓口としてホームページを大幅に刷新し、貴重書画像データベースなどの一次情報、蔵書目録データベース (WebOPAC) などの二次情報を提供する電子図書館サービスを開始しました。また 8 月には、国際協力事業である「世界図書館事業」の一環として作成したデジタルコレクションである「世界の日本の日本」を公開しました。特に WebOPAC は収録件数が膨大であること、また当館が作成している信頼性の高い目録であること、時間と距離の制約なくアクセスできることなどの理由で利用者の評判も高く、日本における代表的な情報資源として今後益々その充実を図っていきたいと考えています。

しかし電子図書館の構築やサービスの実施には、今後取り組んでいかななくてはならない困難な課題が数多くよこたわっています。必要とされる膨大な予算措置、情報通信技術基盤の整備、電子図書館の蔵書とも言うべき電子化コンテンツの構築、そして知的所有権その他の社会的な基盤整備などです。当館ではこれらの課題への取り組みをすでに開始しています。

電子図書館は、長い図書館の歴史の中で、まだようやく歩き始めた赤ん坊と言えましょう。我々は、多くの内外の図書館や機関と協力して、新しい時代におけるサービスとしての電子図書館を大きく育てていかなければならないと考えています。

### 4 システム基盤の再構築

当館の二つの大事業である関西館建設と電子図書館の構築に呼応して実施しているのがコンピュータ・システムの再開発です。我々はこれを「電子図書館基盤システム」と呼んでいます。1970 年代に導入したコンピュータ・システムの更新、20 あまりの書誌目録データベースの統合、など大きな開発となっていますが、2002 年までを一つの区切りとして、

次のような目標をもって進めています。

- ( 1 ) 所蔵資料の書誌情報 ( OPAC ) をできるだけインターネットで公開する。
- ( 2 ) 東京本館と関西館でデータを共有し、OPAC で検索した際に、東京、関西のどちら ( または両方 ) が資料をもっているか、わかるようにする。
- ( 3 ) 予め利用登録した図書館が、OPAC で特定した資料の図書館貸出をインターネットで申し込むことができるようにする。また、登録した人は、雑誌の記事の複写をインターネットで申し込むことができるようにする。
- ( 4 ) 電子図書館のためのシステム開発を行なう。

このようなコンピュータ・システムの開発には、多くの時間、費用、労力が必要です。目標実現に使える時間は少なく課題は多いのですが、この成果を 2002 年後半からインターネットの画面を通じて新しいサービスとして展開していく予定です。

## 5 国際子ども図書館の開館

長年内外からその設立について強い期待を寄せられていた国際子ども図書館は、わが国初の国立の児童書専門図書館として、本年 1 月 1 日国立国会図書館の支部図書館として設立されました。本年 5 月 5 日に開館記念式典を開催し、翌 6 日より一般公開されました。まだ現在は部分開館の状態ですが、2002 年の初頭には全面開館の予定です。

この図書館には 4 つの基本的機能があります。

まず第一は、納本制度により収集する国内の児童書に加え、世界各国の児童書及び関連資料を収集、提供、保管する「子どもの本のナショナル・センター」としての役割です。

第二は、複本資料による子どもへの直接的なサービスです。これは子どもに読書の楽しさを伝え、図書館の世界に親しむきっかけを与えることを目的として、この図書館の中に閲覧、展示などによる子どもと本のふれあいの場を提供したり、さらに地域の図書館・学校を通じて資料・情報を提供することです。

第三は、子どもへのサービスの第一線にある地域の児童図書館等の支援です。複写、貸出、レファレンスサービスはもちろん各種研修会なども開催し、児童図書館サービスの向上のための支援を行ないます。

第四は、児童書の国際交流拠点になることです。この図書館は、国内の関係諸機関との連携・協力の要としての役割はもちろん海外の児童図書館など関係諸機関とも積極的にネットワークを構築し、資料・情報、サービス、人事面でも国際的な交流拠点になることをめざしています。

国際子ども図書館は、以上のサービスを実効あらしめるため、資料・情報の収集に力をいれていますが、さらにそのサービス基盤を強化するためインターネットを通じた情報提供を行なう電子図書館機能の開発にも積極的に取り組んでいます。児童書の総合目録データベース、児童書のデジタル化、絵本などのデジタル化による仮想展示プログラムの開発

など今後一層の充実に努めたいと考えています。

現在開館後半年たちましたが、まだまだ基礎固めの時期であり、多くの課題も横たわっていますが、それらを克服しながら、21世紀の子どもの未来に貢献できる存在感のある図書館を旨ざしたいと思っています。

## おわりに

最初に申し上げたように、今回の日中業務交流は20回を数えます。20年という歳月は決して短い歳月ではなく、この間、業務交流のみならず、日常業務を通じても両国の国立図書館が相協力し、交流の実を挙げてきたことはまことに意義深いことであると思います。それはとりもなおさず、日中双方の先人達の熱意と努力の結果であり、あらためて敬意と謝意を表したいと思います。

業務交流そのものを顧みましても、意識するとしなやかにかかわらず、その時々でいわば時代の役割を担ってきたものと思います。発足の当初は、一衣帯水の日中の両国立図書館がとにかく直接会い、握手をし、同じ卓について共通の問題について議論すること自体が大きな意味があったのではないのでしょうか。私達が膝をまじえてお互いの経験を分かち合うことの意義は今日いささかも減じていませんが、さらに加えて、両館の間で交わされた交流・協力に関する意向書に沿って、日中双方の国立図書館が急速に進展する高度情報化社会にふさわしい協力活動を進めていこうという意欲も貴しとしなければなりません。そうした意欲と努力こそが、21世紀に向けた両館の新たなる交流・協力の道を切り開くものと確信しているからです。